

# 犯罪被害者等基本法の概要

## ■目的■（犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
  - 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

## ■対象■（犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

## ■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

## ■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

## ■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）
- 意見の反映及び透明性の確保（第23条）

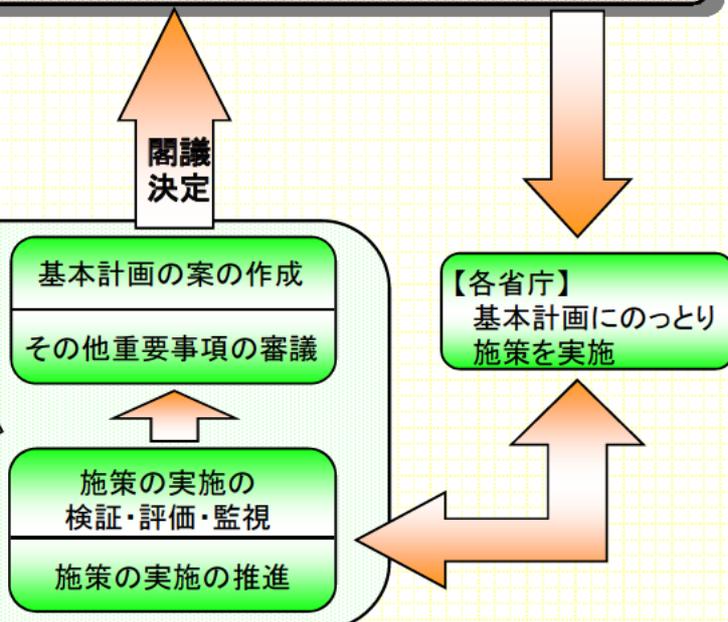
## ■犯罪被害者等基本計画■

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## ■年次報告■

## ■犯罪被害者等施策推進会議■

- 会長：内閣総理大臣
- 委員（10人以内）：
  - ・国家公安委員会委員長
  - ・内閣総理大臣が指定する国務大臣
  - ・内閣総理大臣が任命する犯罪被害者等の支援等に関する有識者



## 平成十六年法律第百六十一号

### 犯罪被害者等基本法

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第十条）

##### 第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

##### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

##### 附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

##### （定義）

**第二条** この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

##### （基本理念）

**第三条** すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

##### （国の責務）

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）のっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

**第五条** 地方公共団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

**第六条** 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

##### （連携協力）

**第七条** 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

##### （犯罪被害者等基本計画）

**第八条** 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

##### （法制上の措置等）

**第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

##### （年次報告）

**第十条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

#### 第二章 基本的施策

##### （相談及び情報の提供等）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

**第二十四条** 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

**第二十五条** 会議は、会長及び委員十人以上をもって組織する。

(会長)

**第二十六条** 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十七条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第二十八条** 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第二十九条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第三十条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄**

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

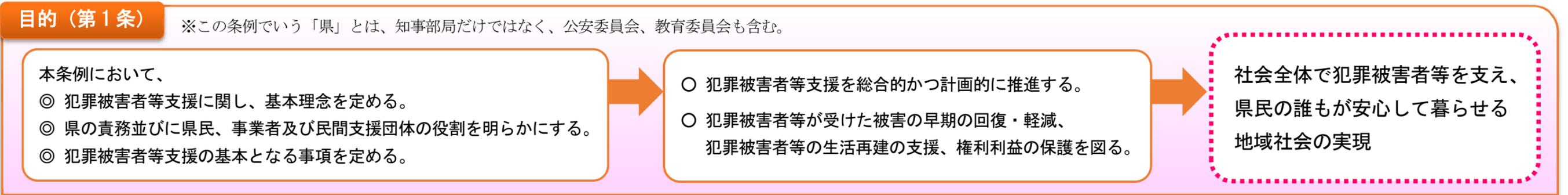
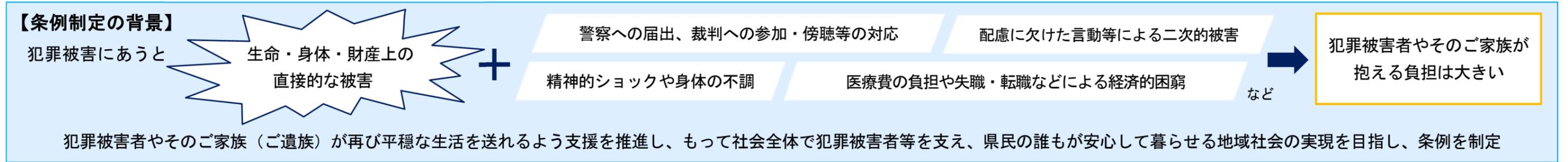
一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 千葉県犯罪被害者等支援条例 概要

令和3年3月9日公布・令和3年4月1日施行



**定義（第2条）**

<b>犯罪等</b> ：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為	<b>再被害</b> ：犯罪被害者が当該犯罪等をした者やその関係者から再び被害を受けること
<b>犯罪被害者等</b> ：犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族	<b>二次的被害</b> ：直接的な被害後、配慮に欠けた言動等により犯罪被害者等が受ける精神的・身体的等の被害

**基本理念（第3条）** 犯罪被害者等支援は、相互扶助の精神に基づき、次の事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

**推進体制等（第4条～第12条）**

- **県の責務（第4条）**  
国、市町村、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施。
- **県民の役割（第5条）**  
犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じないよう十分配慮し、国、県、市町村の施策に協力。
- **事業者の役割（第6条）**  
事業活動を行うに当たって二次的被害が生じないよう十分配慮し、国、県、市町村の施策に協力。犯罪被害者等である従業員の就労、勤務に十分配慮。
- **民間支援団体の役割（第7条）**  
専門的な知識・経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進。国、県、市町村の施策に協力。
- **支援推進計画の策定（第8条）**
- **総合的な支援体制の整備（第9条）**
- **市町村に対する支援（第10条）**
- **民間支援団体に対する支援（第11条）**
- **人材の育成（第12条）**

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョつとちゃん」



**県が実施する施策等（第13条～第24条）**

- 安全の確保（第13条）
- 相談、情報の提供等（第14条）
- 日常生活の支援（第15条）
- 居住の安定（第16条）
- 雇用の安定（第17条）
- 経済的負担の軽減（第18条）
- 損害賠償請求に関する支援（第19条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第20条）
- 県民の理解の促進（第21条）
- 施策の実施状況の公表（第22条）
- 財政上の措置（第23条）
- 見直し（第24条）



チーバンくん

### 千葉県犯罪被害者等支援条例

#### (目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減並びに犯罪被害者等の生活再建の支援及び権利利益の保護を図り、もって、社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 再被害 犯罪等により被害を受けた者が、当該犯罪等をした者又はその関係者から、犯罪等により再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

#### (基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを踏まえ、相互扶助の精神に基づき、次の各号に掲げる事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- 二 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- 三 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（支援推進計画）

第八条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「支援推進計画」という。）を定めるものとする。

2 支援推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、支援推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び犯罪被害者等支援に関し識見を有する者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、支援推進計画の変更について準用する。

（総合的な支援体制の整備）

第九条 県は、関係機関等と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 前項の体制の整備に当たっては、次の各号に掲げる事項に特に留意するものとする。

## 参考資料 4

一 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けること並びに犯罪被害者等が受けた被害が潜在化することを防止すること。

二 犯罪被害者等が、県又は関係機関等のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるようにすること。

(市町村に対する支援)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性を踏まえ、市町村が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十一条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第十二条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等が必要とする支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）その他犯罪被害者等支援に関係する者に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずることにより、人材の育成を行うものとする。

2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び犯罪被害者等支援の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

3 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十三条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談、情報の提供等)

第十四条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に関し専門的な知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を安心して営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の

## 参考資料 4

生活の安定を図り、又は再被害及び二次的被害を防止するため、県営住宅（千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）第一条に規定する県営住宅をいう。）への入居に係る配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発、犯罪被害者等の就労に関する支援及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償請求に関する支援）

第十九条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第二十条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第二十一条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穩に対する配慮の重要性、犯罪被害者等支援の必要性等について県民の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、及び犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第二十二条 県は、毎年度、支援推進計画に基づく施策その他犯罪被害者等支援に関する施策の実施状況について公表するものとする。

（財政上の措置）

第二十三条 県は、犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（見直し）

第二十四条 知事は、この条例の施行後においても、犯罪被害者等支援の推進の状況等を勘案し、この条例の規定について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成十六年千葉県条例第四号）第二十七条第二項の規定により定められた被害者等に対する支援に関する指針は、第八条第一項の規定により定められた支援推進計画とみなす。

(千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部改正)

- 3 千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例の一部を次のように改正する。  
第二十七条を次のように改める。

(犯罪被害者等に対する支援)

第二十七条 県は、国、市町村、犯罪被害者等支援（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

第二十八条第一項中「、第二十三条第一項及び前条第二項」を「及び第二十三条第一項」に改める。

国・他の都道府県における犯罪被害者等支援に関する計画の概要（1/2）

策定の主体	国	神奈川県	埼玉県	東京都
条例施行時期	—	平成21年4月	平成30年3月	令和2年4月
計画の名称	第4次犯罪被害者等基本計画	第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 ～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～	埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針 ～犯罪被害者等が再び平穏な生活を営める社会の実現を目指して～	第4期東京都犯罪被害者等支援計画 ～関係機関の連携強化による支援の充実～
計画策定期間	令和3年3月	平成31年3月	平成31年4月	令和3年2月
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年）	平成31年度～令和5年度（5年） 必要に応じて見直し	期間の定めなし 必要に応じて見直し	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し
法律又は条例に掲げている基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。</li> <li>3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。</li> </ol>
支援推進計画上定める事項（法律又は条例から抜粋）	<p>犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱</li> <li>○前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</li> </ul>	<p>犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向</li> <li>○前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</li> </ul>	<p>指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する基本方針</li> <li>○犯罪被害者等支援に関する具体的施策</li> <li>○前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</li> </ul>	<p>支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方</li> <li>○犯罪被害者等支援に関する具体的施策</li> <li>○前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</li> </ul>
計画に掲げている基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。</li> <li>2 個々の事情に応じて適切に行われること。</li> <li>3 途切れることなく行われること。</li> <li>4 国民の総意を形成しながら展開されること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本目標</li> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復</li> <li>2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成</li> </ol> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障</li> <li>2 被害の状況に応じた適切な支援</li> <li>3 切れ目のない支援の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人としての尊厳の尊重 全ての犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること。</li> <li>2 適切な支援と二次的被害への配慮 犯罪被害者等の置かれている状況に応じた適切な支援が実施されるほか、二次的被害への十分な配慮がなされること。</li> <li>3 途切れることのない支援 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援が提供されること。</li> <li>4 相互の連携・協力による支援 犯罪被害者等支援が、国、都、区市町村、民間支援団体等の相互の連携・協力の下に推進されること。</li> </ol>
施策の体系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害回復・経済的支援等への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 損害賠償の請求についての援助等</li> <li>(2) 給付金の支給に係る制度の充実等</li> <li>(3) 居住の安定</li> <li>(4) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(2) 安全の確保</li> <li>(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</li> </ol> </li> <li>3 刑事手続への関与拡充への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等</li> </ol> </li> <li>4 支援等のための体制整備への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供等</li> <li>(2) 調査研究の推進等</li> <li>(3) 民間の団体に対する援助</li> </ol> </li> <li>5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民の理解の増進</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合支援体制の充実</li> <li>(2) 地域における支援体制の充実</li> <li>(3) 支援関係機関との連携強化</li> </ol> </li> <li>2 日常生活回復に向けたきめ細かな支援の提供 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済的負担の軽減</li> <li>(2) 法律問題の解決への支援</li> <li>(3) 日常生活の支援</li> <li>(4) 心身に受けた影響からの回復</li> <li>(5) 一時的な住居の提供等</li> </ol> </li> <li>3 県民・事業者の理解の促進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民・事業者の理解の促進</li> </ol> </li> <li>4 犯罪被害者等を支える人材の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援のための体制整備への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 推進体制の整備</li> <li>(2) 相談・情報提供体制の充実</li> <li>(3) 支援従事者の育成</li> <li>(4) 民間支援団体に関する援助</li> </ol> </li> <li>2 損害回復・経済的支援等への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常生活の支援</li> <li>(2) 居住の安定</li> <li>(3) 雇用の安定</li> <li>(4) 経済的な助成に関する情報の提供等</li> </ol> </li> <li>3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等</li> <li>(2) 安全の確保</li> </ol> </li> <li>4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報・啓発</li> </ol> </li> </ol>	<p>基本的な方向Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供</p> <p>施策の柱1 総合支援体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な支援体制の整備</li> <li>2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組</li> <li>3 緊急支援体制の整備</li> </ol> <p>施策の柱2 相談体制・情報提供の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化</li> <li>2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化</li> <li>3 犯罪被害者等への情報提供の充実</li> <li>4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援</li> </ol> <p>施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済的負担の軽減</li> <li>2 精神的支援の充実</li> <li>3 日常生活への復帰支援</li> <li>4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組</li> </ol> <p>基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成</p> <p>施策の柱4 都民の理解の増進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都民の理解の増進</li> </ol> <p>施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上</li> <li>2 民間支援団体の活動支援</li> <li>3 個人情報管理の徹底に向けた取組</li> </ol>

国・他の都道府県における犯罪被害者等支援に関する計画の概要（2/2）

策定の主体	青森県	徳島県	香川県	熊本県
条例施行時期	令和元年12月	令和3年4月	令和3年4月	令和2年12月
計画の名称	青森県犯罪被害者等支援推進計画	徳島県犯罪被害者等支援推進計画	香川県犯罪被害者等支援に関する指針	熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第4次）
計画策定時期	令和3年3月	令和3年4月	令和3年4月	令和3年4月
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し	（記述なし）	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し
条例に掲げている基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害を受けた直後から必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者がそれぞれに担う役割を互いに理解し、相互に連携して推進されるよう行われなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</li> </ol>
条例上、計画又は指針で定めるとされている事項	<p>推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>施策の方向</u></li> <li>○その他<u>犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項</u></li> </ul>	<p>推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>基本方針</u></li> <li>○犯罪被害者等支援のための<u>具体的な施策</u></li> <li>○前二号に掲げるもののほか、<u>犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項</u></li> </ul>	<p>指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>基本方針</u></li> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>施策</u></li> <li>○前2号に掲げるもののほか、<u>犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項</u></li> </ul>	<p>支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>基本方針</u></li> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>具体的な施策</u></li> <li>○その他<u>犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</u></li> </ul>
計画に掲げている基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること</li> <li>2 個々の事情に応じて施策が適切に行われるとともに、二次被害に十分配慮すること</li> <li>3 必要な支援が途切れることなく行われること</li> <li>4 国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援体制の整備・充実 国、県、市町村、民間支援団体等が役割を互いに理解し相互に連携して支援を行える体制を構築</li> <li>2 直接的施策の充実 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を支援</li> <li>3 県民等への理解促進 県民や事業者等が、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性を理解するとともに、再被害や二次被害についても理解を深め、共に支え合える社会の実現を目指す</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常生活の回復に向けた支援</li> <li>2 県民の理解の増進</li> <li>3 支援体制の充実・整備</li> </ol>
施策の体系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害回復経済的支援等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 損害賠償の請求に関する情報の提供等</li> <li>(2) 経済的な助成に関する情報の提供等</li> <li>(3) 居住の安定</li> <li>(4) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>2 精神的身体的被害の回復防止 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(2) 安全の確保</li> <li>(3) 保護又は捜査の過程における配慮等</li> </ol> </li> <li>3 刑事手続への関与拡充 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供</li> </ol> </li> <li>4 支援等のための体制整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供等</li> <li>(2) 人材の育成等</li> <li>(3) 民間支援団体の活動の促進</li> </ol> </li> <li>5 県民の理解の増進と配慮協力の確保 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民等の理解の増進等</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援体制の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合的な支援体制の確立</li> <li>(2) 相談及び情報の提供等</li> <li>(3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成</li> <li>(4) 民間支援団体の活動の促進</li> <li>(5) 個人情報適切な管理</li> </ol> </li> <li>2 直接的施策の充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済的負担の軽減</li> <li>(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(3) 安全の確保</li> <li>(4) 居住の安定</li> <li>(5) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>3 県民等への理解促進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民等の理解の増進</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害回復・経済的支援等への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 損害賠償の請求についての援助等</li> <li>(2) 給付金の支給に係る制度の充実等</li> <li>(3) 居住の安定</li> <li>(4) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(2) 安全の確保</li> <li>(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</li> </ol> </li> <li>3 刑事手続への関与拡充への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等</li> </ol> </li> <li>4 支援等のための体制整備への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供等</li> <li>(2) 民間の団体に対する援助</li> <li>(3) 人材の育成</li> </ol> </li> <li>5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民の理解の増進</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常生活の回復に向けた支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供</li> <li>(2) 損害賠償の請求に関する情報の提供</li> <li>(3) 経済的負担の軽減</li> <li>(4) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(5) 安全の確保</li> <li>(6) 居住の安定</li> <li>(7) 雇用の安定</li> <li>(8) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供</li> <li>(9) 保護又は捜査の過程における配慮</li> <li>(10) 未成年者への配慮</li> </ol> </li> <li>2 県民の理解の増進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民の理解の増進</li> </ol> </li> <li>3 支援体制の充実・整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材の育成</li> <li>(2) 民間支援団体による活動の促進</li> <li>(3) 犯罪被害者等支援の推進体制等</li> </ol> </li> </ol>